

令和5年8月7日

衆議院議長 細田博之 殿
参議院議長 尾辻秀久 殿
内閣総理大臣 岸田文雄 殿

人事院総裁 川本裕子

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、公務員人事管理について別紙第1のとおり報告し、一般職の職員の勤務時間について別紙第2のとおり勧告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第3のとおり報告し、別紙第4のとおり勧告する。

目 次

別紙第1	公務員人事管理に関する報告	1
1	公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組	6
(1)	民間と公務の知の融合の推進	6
(2)	採用試験の実施方法の見直し	8
(3)	今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組	9
2	職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	13
(1)	職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進	13
(2)	個々の力を組織の力へつなげる取組	14
3	多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備	18
(1)	多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組	18
(2)	職員のWell-beingの土台づくりに資する取組	28
別紙第2	職員の勤務時間の改定に関する勧告	37
別紙第3	職員の給与に関する報告	39
第1	給与勧告制度の基本的考え方	39
第2	公務と民間の給与の状況と本年の給与改定等	40
1	本年の給与改定を取り巻く諸情勢	40
2	本年の国家公務員給与と民間給与の実態	42
3	本年の国家公務員給与と民間給与との比較	45
4	本年の給与の改定	46

5	在宅勤務等手当の新設	49
6	非常勤職員の給与	51
第3	給与勧告実施の要請	51
別紙第4	職員の給与の改定に関する勧告	55